

2025年8月30日
@フォレスト仙台

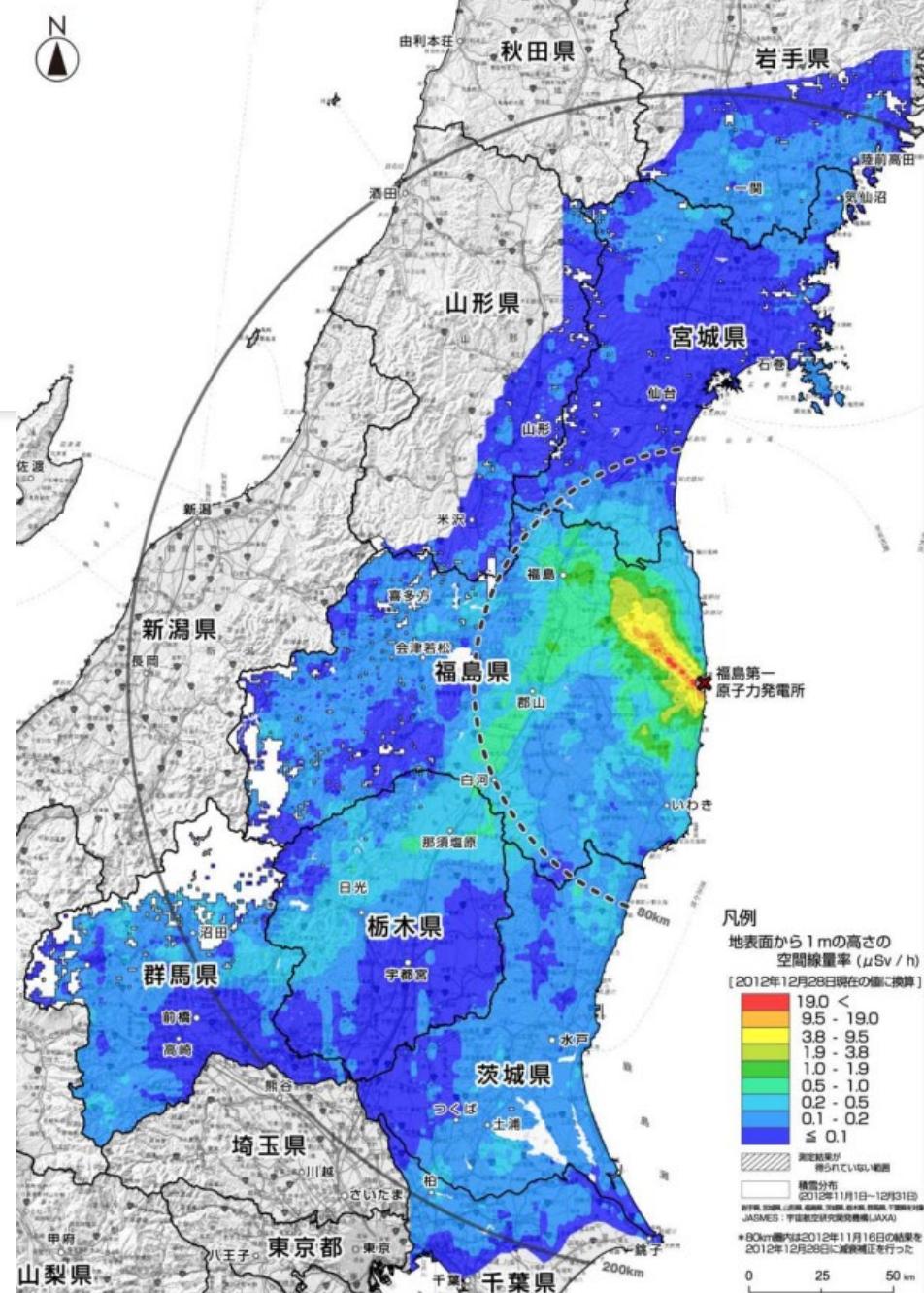
<8.30討論集会> 何が「原発回帰」を可能にしているか —事故後の汚染廃棄物問題から考える

東北大学大学院農学研究科
学術研究員
鶴原敦子 (Atsuko SHIGIHARA)

はじめに

- ・検証途上にある東電福島原発事故被害
- ・膨大な汚染廃棄物と除去土壤処理
- ・社会科学的観点からの事故後対応の検証

何が「原発回帰」を許してしまっているのだろうか？



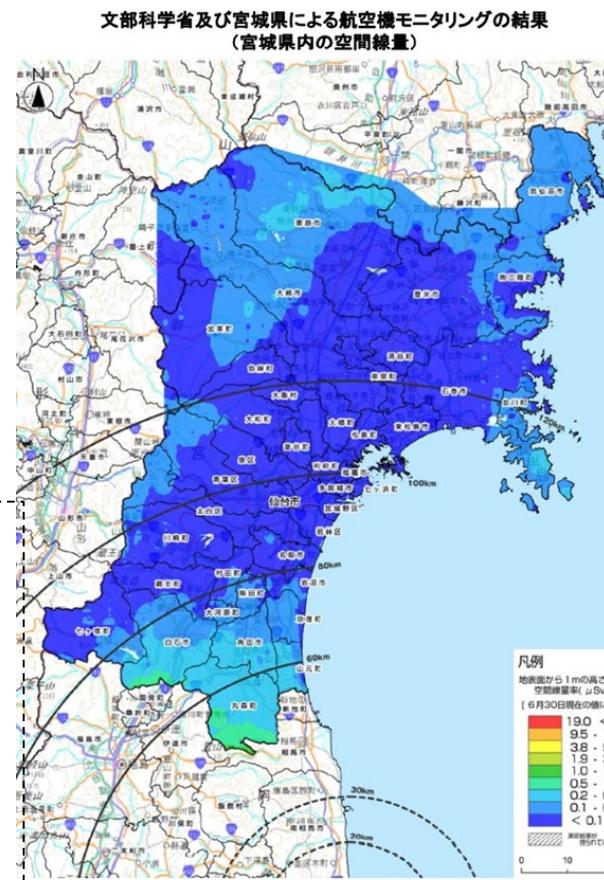
出所) 文科省「第6次航空機モニタリングの測定結果、及び福島第一原子力発電所から80km圏外の航空機モニタリングの測定結果について」(2013.3.1)

1. 宮城県でも途上にある原発事故後処理

- ・県南・県北の汚染
- ・汚染稻わら・牛肉出荷停止問題
- ・森林生態系内での汚染循環
→除去土壤保管の継続
→汚染廃棄物処理問題

2011年8月 放射性物質汚染対処特措法
「発生県」処理

- ・8000Bq/kg超 「指定廃棄物」 →国が処理
- ・8000Bq/kg以下 ⇒自治体で処理



汚染状況重点調査地域指定自治体



出所)環境省/除染情報サイト/
https://josen.env.go.jp/zone/details/miyagi_index.html

2. 汚染廃棄物処理に関する政策対応過程

2012.10	指定廃棄物等処理促進市町村長会議（第1回）開催
2014.1	環境省が詳細調査候補地（栗原市,大和町,加美町）提示
2015.4	環境省が「最終処分場」から「長期管理施設」に名称変更
2015.12	候補地の3市町が 候補地選定の白紙撤回要求
<2015.8~2016.1 環境省が指定廃棄物の再測定実施>	
2016.3	指定廃棄物の再測定結果公表、環境省の考え方説明(第9回会議)
2016.4	特措法施行規則の一部改正「指定廃棄物指定解除」可能に
2016.11	県知事が8000Bq/kg以下廃棄物の 「混焼」処理 によって県内全自治体で約36,000トン 「一斉焼却」処理案 を提示(第11回会議)
<2017.5. 県による農林業系廃棄物の処理意向調査実施>	
2017.6	「一斉焼却」断念、 自圏域内で焼却等処理 を行う方針案に変更

8000Bq/kg超
最終処分場建設候補地
詳細調査の白紙撤回



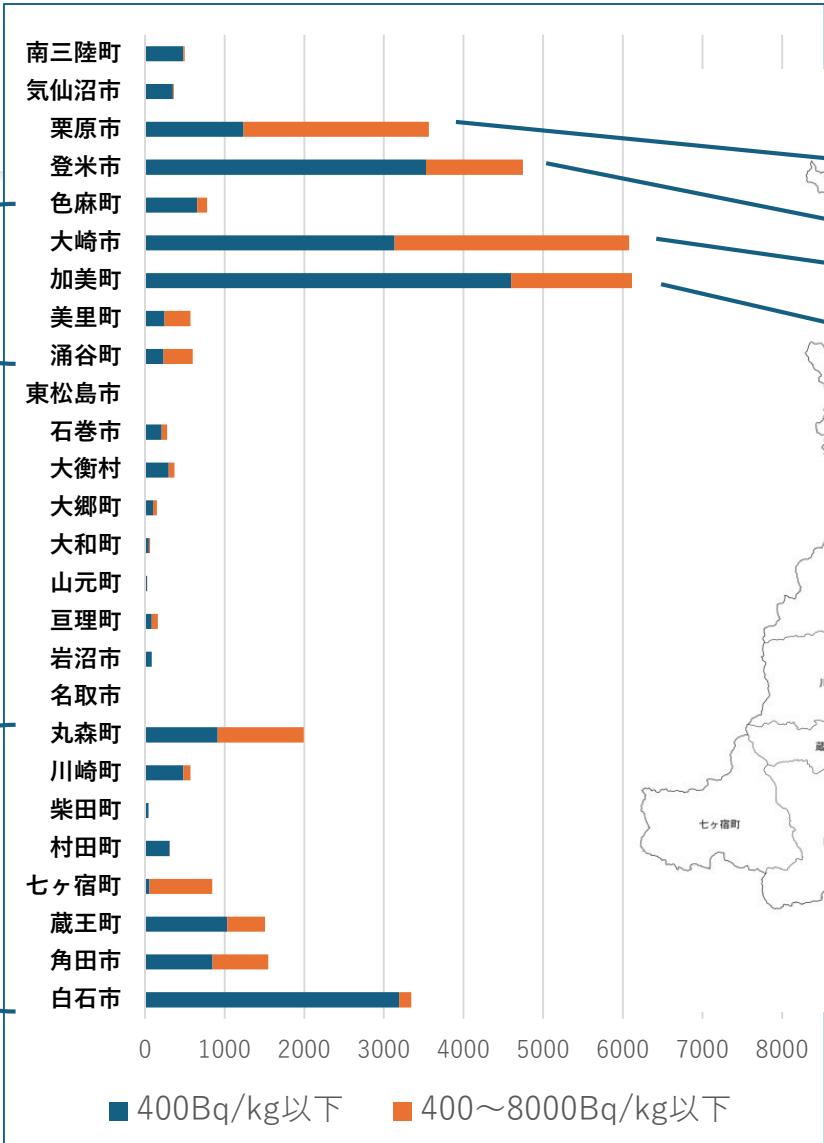
県知事による
8000Bq/kg以下
「一斉焼却」案



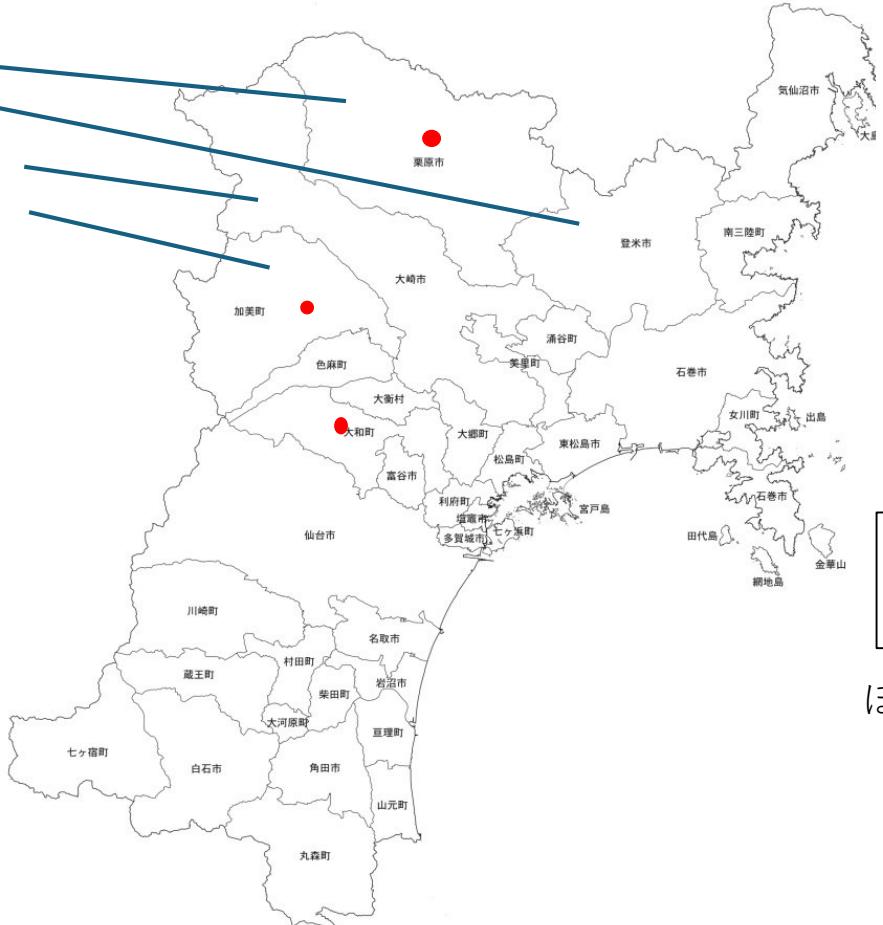
圏域ごとに処理

集約時点での汚染廃棄物保管量

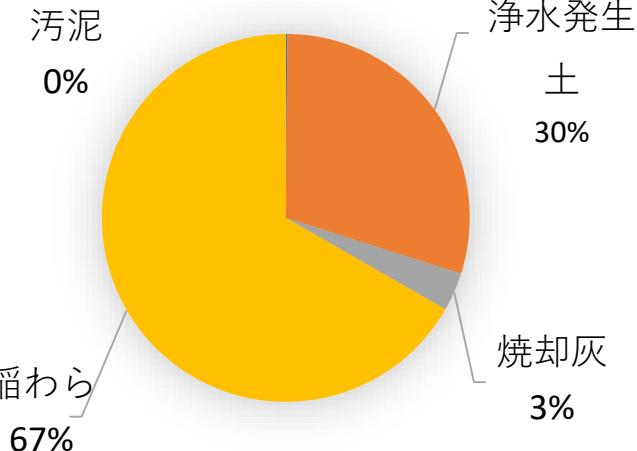
大崎圏域



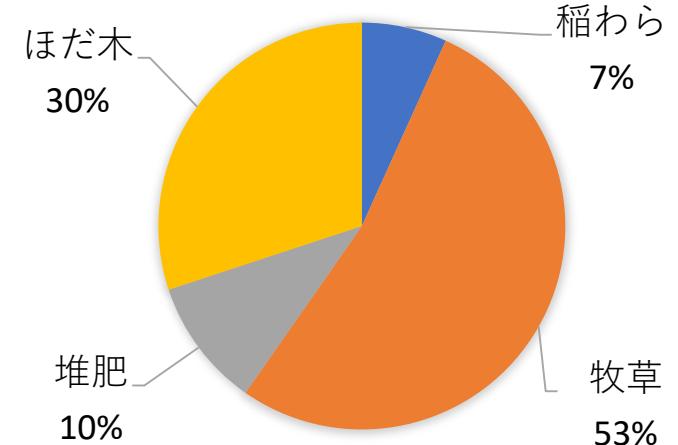
出所)第14回市町村長会議資料
(2017.7.15)を用いて報告者作成



8000Bq/kg超 指定廃棄物
3404.7トン(2015年時点)



8000Bq/kg以下
36044.8トン(2017年時点)



大崎住民訴訟

【概要】福島原発事故に伴う農林業系廃棄物の試験焼却に反対する大崎圏域の原告住民(124名)が大崎地域広域行政事務組合管理者を相手に、公金支出差止め請求訴訟を起こしたもの。

【争点】

- ・焼却処理による放射性物質の拡散と内部被ばくの可能性による「平穏生活権」侵害
- ・地域住民と広域行政組合間で事故前に交わされていた「覚書」「申し入れ」違反

裁判の経過	
2018.10.11	大崎住民訴訟提訴
2018.10.15	試験焼却開始
2018.12.	仙台地裁に試験焼却差止請求仮処分命令申立て ⇒ 2019.4. 却下
2019.5.10	仙台高裁に抗告申立て ⇒ 2019.7. 抗告棄却
2020.7.15.	本焼却開始（約7年間予定）
2023.10.4	一審判決「請求棄却」
2023.10.16	控訴提起
2024.12.25	控訴審判決「控訴棄却」
2025.1.7	上告・上告受理申立て
2025.3.18	上告理由書提出

住民合意を軽視した政策決定過程

クリアランスレベル100Bq/kgと特措法8000Bq/kgの二重基準

3. 背景にある関連法体系の問題

原発事故前

1993年 環境基本法 13条

「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関連法律で定めるところによる」

適用除外
規定

1955 原子力基本法
1957 原子炉等規制法

2011年原発事故後

2011年4月 中央環境審議会 環境基本法の見直し求める意見

2011年8月 放射性物質汚染対処特措法(以下、特措法)成立

2012年6月 環境基本法の **適用除外
規定** 削除 ⇒ 放射性物質も汚染防止対象へ

- ・ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、環境影響評価法 ⇒ 「**適用除外規定の削除**」
- ・ 土壤汚染対策法、廃棄物処理法、海洋汚染防止法 ⇒ **改正見送り**

現状の廃棄物処理法・原子炉等規制法・特措法の関係

【廃棄物処理法】

第二条1項「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

【原子炉等規制法】

第61条の2 第4項

クリアランス基準⇒100Bq/kg

※100Bq/kg以上の物は、廃棄物としての処理はできず、低レベル放射性廃棄物処理施設で長期保管。

ダブル
スタンダード

【特措法】 指定廃棄物基準を8000Bq/kg超、それ以下は一般廃棄物同様の扱い

特措法附則第5条
「3年経過後」に検討

第1次検討会とりまとめ
(2015年9月)

第2次検討会とりまとめ
(2018年4月)

見送り

環境汚染物質としての「放射性物質」、関連法内での不整合の放置

環境省の説明

100Bq/kgと8000Bq/kgの二つの基準の違いについて

(https://www.env.go.jp/jishin/attach/waste_100-8000.pdf)

1. 原子炉等規制法に基づくクリアランス基準(100Bq/kg)について

「廃棄物を**安全に再利用**できる基準」

2. 放射性物質汚染対処特措法に基づく指定基準(8000Bq/kg)について

「廃棄物を**安全に処理**するための基準」

ダブルスタンダード
自治体への締め付け

「事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理の推進について」2013（平成25）年7月

…放射能濃度が8000Bq/kg以下の廃棄物について、独自に設定した一定濃度以上の廃棄物又は特定一般廃棄物若しくは特定産業廃棄物を区域内に搬入することを制限したり、廃棄物処理業者に対して取扱いの禁止を指導するようなことは、科学的・法的にも根拠のないものである。このような適切な処分を否定するような対応は、処理の安全性に疑問を呈する風評の原因となるものであり、結果的に8000Bq/kg以下の廃棄物全体の処理を遅らせるものであることから、このような制限や指導を行わないよう徹底されたい。

※ 地方自治法第245条4第1項に基づく技術的助言として

「県外焼却」という 新たな動向

- 2023年：大崎市内の未指定廃棄物のうち8000Bq/kg以下となった稻わら等155トンを県外事業者に委託し混焼処理

委託先：未公表

- 県が情報提供、国・市町村と緊密な連携
- 村井宮城県知事

「今後もこの方式をぜひ活用したい」

…2025年2月宮城県議会での金田もとの県議による一般質問への答弁。

- 他市町も「新しい処理方法」に追随

処理原則の形骸化

出所)大崎圏域の住民による情報開示請求によって開示された文書

取扱注意

県外の民間事業者を活用した農林業系廃棄物の処理について



1

1. 県外処理の概要について

【8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物】
各市町で取り組んでいる、焼却や農林地還元は継続した上で、県外処理も活用し、「処理の加速化」を目指す。

まとめー原発事故後処理に共通する問題点

- ・隔離・保管原則 ⇒ 希釈・拡散路線
- ・「減容化」最優先 ⇒ 基準の緩和、ルールの形骸化
- ・住民合意の無視・軽視 ex.海洋放出
- ・言葉の置き換え ex.除染土→再生資材化→復興再生土
汚染水→ALPS処理水
- ・法制度が政策遂行のための手段に

甚大な環境汚染を生んだ原発事故被害の過小評価
⇒ 「クリーン」な原発の活用という倒錯

まとめー今後起こりうることを見据えて、 社会をどう変えていくか

- ・原発事故後のなし崩し的対処への社会的監視
ex.中間貯蔵施設内土壤の県外搬出、廃炉に伴う廃棄物再利用拡大
- ・形式的民主主義の問題
ex.女川原発再稼動
ex.政策決定後の「丁寧な説明」「市民の理解醸成」
- ・「国策」による正当化を問う
ex.「県民全体の利益」「国全体の利益」が覆い隠す問題
⇒鍵となる自治体役割と住民自治